

令和2年（2020年）12月22日
宝塚市教育委員会

体罰事案に関する刑事告発の指針

宝塚市教育委員会では、体罰の防止のため、「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について(24文科初第1269号 平成25年3月13日 文部科学省初等中等教育局長通知)」及び「体罰事案に対する対応について(教教第3265号の2 平成31年3月19日 兵庫県教育長通知)」並びに体罰の禁止について定めた学校教育法第11条の趣旨を踏まえ、指導体制の確立や指導力の向上に努め、教職員に対しても、綱紀肅正の通知や研修の実施等により、繰り返し体罰禁止について周知徹底を図ってきたところである。

しかしながら、今般、生徒に重傷を負わせ教員が逮捕されるというかつてない深刻な事件が発生している。

こうした状況に鑑み、体罰を根絶するために、教育委員会が犯罪行為である体罰を刑事告発することについて本指針を定めるものとする。

- 1 校長は、体罰事案が発生した場合には、教育委員会に直ちに報告するとともに、速やかに、児童生徒及びその保護者や関係者からの聴き取り等を実施した上で、明らかになった当該事案の事実関係と被害の状況等について、教育委員会に報告しなければならない。
- 2 教育委員会は、当該体罰が刑法等刑罰法令に定める傷害や暴行等の犯罪行為に該当すると考えられる場合は、速やかに審議決定して刑事告発を行うものとする。
なお、刑事告発を行うに当たっては、捜査機関への相談など必要な連携を行うものとする。
- 3 教育委員会は、刑事告発を行う趣旨及び理由を事前に当該児童生徒及びその保護者や関係者に説明し、理解を得られるよう努めるものとする。
- 4 当該体罰の刑事告発については、顧問弁護士の意見を参考にするものとする。

刑事訴訟法（昭和23年法律第131号） 拠粹

第239条第2項 官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。